

合併処理浄化槽設置補助金 限度額が変わります

4月から、合併処理浄化槽設置補助金の交付限度額が次のとおり変わります。
補助金交付には条件がありますので、詳しくは下水道課までお問い合わせください。

■ 改正前の限度額 (3月まで) ■

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円
31～50人槽	2,037,000円
51人槽以上	その都度、協議する。



■ 改正後の限度額 (4月から) ■

人槽区分		限度額
新築・ 建て替え	5人槽	166,000円
	6～7人槽	207,000円
	8～50人槽	274,000円
転換※	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～50人槽	548,000円

※転換…合併処理浄化槽や単独処理浄化槽、汲み取り便槽を使用している建物の一部または全部を残して増改築する場合に、合併処理浄化槽へ入れ替えること。

船引公民館 から 運動場 に関するお知らせ

■ 船引第2運動場
3月で運動場の利用を終了します。ご理解とご協力をお願いします。

■ 船引運動場

■ 船引運動場 北側駐車場
3月まで使用できます。
4月からは旧テニスコート跡地が駐車場になります。

■ 船引運動場 テニスコート
4月から使用を再開します。
4月分の予約は3月から船引公民館で受け付けます。

春は移動が多い季節です。
住民異動や健康保険の手続きを忘れずに行いましょう。

住民異動の手続き

届出の種類	どんなとき?	いつ?
転入届	他の市町村から引っ越してきたとき	転入した日から14日以内 (転出証明書が必要)
転出届	他の市町村へ引っ越すとき	転出する14日前から 転出後14日以内
転居届	市内で住居が変わったとき	転居した日から14日以内

●届出人

本人または同世帯の方
※同世帯以外の方が届け出る場合は委任状が必要。

●届出に必要なもの

- 届出人の本人確認書類 (運転免許証など)
- 田村市で発行した国保保険証や各種の受給者証、印鑑登録証など
- マイナンバーカードまたは通知カード

●受付時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日と祝祭日は取り扱いできません。

コンビニで証明書を取得できます

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票や印鑑証明を取得できます。市の窓口業務をやっていない休日や夜間でも、勤め先が市外の場合でも、最寄りのコンビニエンスストアで取得できるサービスです。

●利用できる時間

午前6時30分～午後11時
(12月29日～翌年1月3日とシステムメンテナンス日を除く)

●取得できる証明書・手数料

4月から、コンビニの手数料が窓口の手数料より一部安くなります。

証明書	手数料	
	窓口	コンビニ (4月～)
住民票の写し(現在のもの)	300円	200円
印鑑登録証明書(印鑑登録者のみ)	300円	200円
戸籍の附票(現在のもの)	300円	200円
所得・課税証明書(最新年度のもの)	300円	200円
戸籍謄・抄本(現在のもの)	450円	450円

マイナンバーカードの申請は、本庁・各行政局の市民課で随時受け付けています。

健康保険の切り替えの手続き

職場の健康保険に加入した際や、退職して職場の健康保険を脱退した際は、市役所の窓口で国民健康保険(国保)の切り替えをしましょう。

切り替えをしないで誤った健康保険証を使用すると、正しい負担割合で医療機関を受けられなかったり、後で治療費を返還しなければならないことがあります。健康保険が変わったら、14日以内に届け出ましょう。

●届出に必要なもの

- 届出人の本人確認書類 運転免許証など
- マイナンバーまたは通知カード
- 印鑑
- 場合に応じて次の書類

【国保に入る場合】

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険の資格がなくなった	社会保険等離脱証明書
他の市町村から転入した	転出証明書
生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
出生した	母子健康手帳

【国保をやめる場合】

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入した	● 職場の健康保険証 ● 国保保険証
他の市町村へ転出する	国保保険証
生活保護を受け始めた	● 保護開始通知書 ● 国保保険証
死亡した	● 葬祭執行が確認できる書類 ● 国保保険証

【その他】

こんなとき	届出に必要なもの
国保保険証の記載内容が変わった	国保保険証
市外に住んでいる学生の国保保険証が必要になった	在学証明書または学生証の写し
保険証を紛失した	身分を証明するもの(運転免許証など)